

八潮市本庁舎及び八潮市立保健センターの目的外使用に関する減額・免除基準

令和6年5月31日 市長決裁

(趣旨)

第1条 八潮市本庁舎及び八潮市立保健センターの目的外使用に関する条例（令和6年条例第2号）第14条及び同条例施行規則（令和6年規則第29号）第6条に基づく、使用料の減額又は免除の基準を定めるものとする。

(免除)

第2条 免除に係る基準は、次のとおりとする。

- (1) 市、教育委員会及び農業委員会が共催又は後援する行事に使用するとき。
- (2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(減額)

第3条 減額に係る基準は、次のとおりとする。

- (1) 公共的団体又は公益的団体が公益的活動に使用するとき。
- (2) 市内に在住する障がい者及びその介護者をもって構成する団体が主催する行事に使用するとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。
- (4) 前各号の一に該当する場合は、当該使用料を2分の1減額する。

附 則

この基準は、市長決裁のあった日から施行する。